

三朝町為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年3月22日付第20120000446号鳥取県商工労働部長通知）第3条の規定に基づき指定された「令和6年度為替相場の急激な変動」（令和6年8月9日付第202400124075号鳥取県商工労働部長通知）に係る融資を受ける者（以下「借入事業者」という。）が、当該融資について金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）に係る利子負担を軽減することにより、借入事業者の経営の維持及び安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、借入事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における新規借入金（既存借入金の借換えを目的とした借入に係る部分を除く。以下同じ。）に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。）に相当する額とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、新規借入金に対する利子の返済開始以後36か月以内の期間とする。

(交付の対象としない利子等)

第5条 借入事業者が返済を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、交付の対象としない。

(交付申請の時期等)

第6条 補助金の交付申請は、三朝町為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を第3条第2項の期間の翌年の1月31日までに提出して行わなければならない。ただし、同項の期間の途中で借入金の返済が全て終了した場合は、返済が終了した日から30日以内に行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号までに掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 三朝町為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金事業計画書兼報告書及び収支予算書兼決算書（様式第2号）
- (2) 融資申込書の写し（初回の申請時のみ）
- (3) 利子払込証明書
- (4) 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第3号）
- (5) その他必要な書類

(交付決定の時期等)

第7条 補助金の交付決定及び交付額の確定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に

行うものとする。

2 補助金の交付決定及び交付額の確定通知は、三朝町為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第3号の町長が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に規定する場合以外の全ての場合とする。

（実績報告）

第9条 規則第17条の実績報告は、第6条第1項の申請書の提出をもってこれに代える。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月4日から施行し、令和6年7月1日以降に実行された融資について適用する。